

## 「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」に係る意見公募要領

### 1 意見公募対象

- 処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(案)
- 「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」Q&A(案)
- 処分通知等のデジタル化に係る短期的手法例の検討フローチャート(案)

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書」(令和4年7月29日公表)において行政のデジタル完結の推進及びマルチステークホルダーモデルでの議論等の提言が盛り込まれたことを踏まえ、デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル(令和4年9月30日から令和4年12月9日まで)を開催しました。

その中で、「処分通知等のデジタル化に向けた提言書(※)」を受け、デジタル庁としての「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を作成しましたので、以下の通り意見を募集します。

※デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル(処分通知等のデジタル化)での議論参加者一同(令和4年12月9日)

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄、デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/>)の「声を届ける」内の「ご意見募集中の政令等」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)の場合は、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### (1)e-Gov を利用する場合

e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:[trust\\_public\\_comment\\_atmark\\_digital.go.jp](mailto:trust_public_comment_atmark_digital.go.jp)

デジタル庁 認証・トラスト担当 宛

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

## 5 意見提出期間

令和 5 年 3 月 13 日(月曜日)から令和 5 年 3 月 23 日(木曜日)まで(必着)

## 6 留意事項

- 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である案の名称、そのページ等を記載してください。
- 提出された意見は、e-Gov 及びデジタル庁ホームページに掲載するほか、デジタル庁デジタル社会共通機能グループにて配布又は閲覧に供します。
- 御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。